「平成27年度第2回 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」 議事概要

開催日時:平成27年11月5日(木)13:30~16:10

開催場所:農林水産省第2特別会議室

〈主な質疑応答〉

1 開会

植物防疫課中川検疫対策室長から挨拶(司会進行:同課鈴木課長補佐)

2 国際植物防疫条約 (IPPC) の最近の動き

【説明:植物防疫課 中川室長】

IPPC の今後の活動の方向性等について検討を行う戦略的企画グループ (SPG) 会合、本年9月に福島市において開催された植物検疫処理に関する技術パネル (TPPT)、基準策定ルールの見直しに関する検討等について説明。

佐々木委員: ISPM の策定ルールの見直しについて、基準策定ルールの見直しに 関する会議で ISPM の投票採択の廃止が提案されているとのことだが、 今後は全てコンセンサス方式をとるのか。

中川室長: 各国が ISPM を遵守するためには、可能な限りコンセンサスで採択されることが望ましい。他方で、科学的に合理的な根拠がなくフォーマルオブジェクション(異議申立て)が提出され、採択出来ない状況がいつまでも続く場合には、議長提案等により投票採択する余地も残す必要があるかもしれない。

鈴木補佐: ISPM の策定プロセスの改正は決定されたわけではなく、今後、基準 委員会で検討された上で、IPPC 総会 (CPM) で採択に諮られるという流れになる。

田坂委員: IPPC の枠組みで、科学的に「合理的な根拠」とする判断基準はあるか。

鈴木補佐:現行の策定ルールでは、フォーマルオブジェクションを提出する際に技術的な根拠と改善案を添えるよう求められているが、その根拠の 判断基準は明確なものはなく、ケースバイケースである。

3 1回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

【説明:植物防疫課 山田係長】

(1)輸出国における輸入国による荷口のコンプライアンスの確認のための取 決め(ISPM20付録)

豊島委員:コメント案を支持する。採用の見込み如何。

鈴木補佐: 各国コメントを踏まえなければ一概には言い難いが、我が国のコメントが理解されるように、分かりやすい説明や同様の考えの国との情報共有等を図りたい。

1

荻野委員:原案で欠けていた病害虫の侵入防止の観点を追加するというコメント案を支持する。

(2) 木材及び木材こん包材に対する検疫処理

① 木材こん包材のフッ化スルフリルくん蒸及び誘電加熱処理 (ISPM15 付属書)

土肥野次席(横浜植物防疫所): 前回の連絡会で、委員からマイクロ波照射は加熱ムラを生じやすいことから、木材の表面温度をもって木材全体の温度と判断することは適切でないこと、現行の材厚制限及び温度上昇時間を削除することについての懸念をご指摘頂いた。再度、本基準案の根拠となった試験データを確認したところ、20cm以上の材厚の木材でも、時間を要するものの、マイクロ波照射は木材全体を加熱可能であることが示されていた。また、本付属書案では、処理実施者は商業処理を実施する前に木材全体を60℃で1分間加熱可能であることを求めている。更に、均一に加熱するために、材厚が5cmを超える処理を行う場合には、複数方向から加熱する双方向アプリケーションや複数のマイクロ波導波管を設置した設備が必要となることが規定されている。これにより、適切な処理が行われるものと考える。

小林委員:マイクロ波処理における正確な温度測定は、精密な測定機器 が必要になりコストが高い。測定方法は指定されているのか。

土肥野次席:測定方法は指定されていない。現在、IPPCの植物検疫処理 に関する技術パネル (TPPT) において、当該処理の温度測 定方法について議論されている。

- ② 昆虫に対する剥皮された木材のフッ化スルフリルくん蒸 (ISPM28 付属書) 及び
- ③ マツノザイセンチュウ及び昆虫に対する剥皮された木材のフッ化スルフリルくん蒸(ISPM28 付属書)

井上委員: ISPM15 では既存の臭化メチルにフッ化スルフリルを追加するという提案であるのに対して、従来木材の処理基準がなかった ISPM28 ではフッ化スルフリルのみを新規提案している理由は何か。

山田係長: 臭化メチルはモントリオール議定書においてオゾン層破壊物質とされていることから、積極的には ISPM28 に追加されなかったのだと考えている。

田坂委員:フッ化スルフリルは、容易に毒劇物の硫酸とフッ化水素に分解してしまう。日本でもフッ化スルフリルくん蒸が可能な施設はない。本付属書案が採択された場合、特に途上国で作業者や環境への被害が出ないか懸念される。熱処理という物理的な消毒方法が既にあるにもかかわらず、フッ化スルフリル

を国際基準に加える合理的な根拠がない点を指摘するべき。

大村委員:本付属書案の投薬量が多いこと及び日本のくん蒸庫は気密性が高いことから、本付属書案に基づくフッ化スルフリルくん蒸には危険が伴う。また、臭化メチルと違って防毒マスク用の吸収缶もなく、扱いづらい薬剤である。

鈴木補佐: ISPM28 にフッ化スルフリルを追加する理由を明確にすべき とのコメント案を検討する。

④ 木材の誘電加熱処理 (ISPM28 付属書)

特になし。

(3) クインスランドミバエに対するマンゴウの蒸熱処理

大村委員: 我が国の既存の二国間の輸入解禁条件には品種を指定しているものが多いが、今後は品目別に解禁していくこともあるのか。

鈴木補佐:本基準案に対しては試験データのある品種に限定した処理基準とするべきとのコメントを提案する。一方、今後も品目レベルの処理基準が ISPM 案として提案されることが想定される中、単に品種別でなければ認められないとの主張をしても国際的な支持は得られにくい。このため、品目レベルの処理基準を策定する際に、マンゴウのサイズや形の違いと殺虫効果との関係について、科学的知見の積み重ねが必要であることを指摘し、必要に応じて、我が国の知見を提供することが望ましいと考える。

田坂委員:温度測定部位を果実中心とするべき、とのコメント案について、 マンゴウの果実中心は種子なので、測定は難しいと思われるが、 この理解で正しいか。

安達次席 (横浜植物防疫所):「果実中心 fruit core」は、果肉の一番深い部分という意味として使用しており、マンゴウの加熱殺虫処理に関する多くの論文で用いられている。

4 「有害動植物診断の重要性」に関する CPM 勧告案

【説明:植物防疫課 鈴木課長補佐】

病害虫診断の利用改善のために国、地域、IPPC事務局が取り組むべき事項に 関する CPM 勧告案について説明。委員からのコメントなし。

5 規制有害動植物診断プロトコル案(ISPM27 付属書)

【説明:植物防疫課 山田係長】

現在加盟国協議に諮られている3本の診断プロトコル案について説明。委員からのコメントなし。

6 閉会

以上